秋月新治議員（京都維新・宇治）

百条調査

委員会

政務活動費約４割の使途は不適切

秋月新治議員（京都維新・宇治）の２０１３年度の政務活動費の不適切な使途について調査をしてきた「政務活動費の使途に関する調査特別委員会（百条委員会）」が、同市議が政務活動費として請求したうちの、約４割が不適切であり、返還を求めるべきという調査結果をまとめました。

市議会では、この「調査報告書」を全会一致で承認しました。

議会が解明に

取り組む

秋月議員が１３年度のガソリン代として請求した５万９８０４円について、政務活動費として認められていない暖房用の灯油代やラジアルタイヤ代が含まれていたり、年度の違う領収書（ガソリン・事務用品）も見つかりました。

同市議は、この問題が発覚したのち、議会職員を提訴し、正副議長が本人からの聞き取りや質問書での事情説明を求めても、訴訟の係争中を理由に回答を拒否していました。

こうした経過のもと、地方自治法百条による調査権限をもった特別委員会を設置し、本人出席で証言を求めるなど調査を行ってきました。

業務と政務活動

公私が不明確

調査の中で、ガソリン代について、同市議が個人経営する人材派遣業の送迎で宇治市内を走行中に街宣活動をおこなった。本人を含む３人のドライバーで４台の車両を使用していたことから、４台の車両のガソリン代の総額を３分の１とし、本人が常時使用していないことからさらに２分の１とした領収書を実績報告書に添付し、それを２５％にしたとの証言がありました。

実績報告書のガソリン代の額は、３０万３１１円で本人の証言どおりであれば、４台分のガソリン代総額は１８０万円程になりますが、根拠となる領収書や運行記録は存在しないことが明らかになりました。

委員会は、請求されたガソリン代は、その額も按分方法も明確に説明されたと言えず、不適当と判断しました。

バインダーについて、人材派遣の業務に使用するために購入したが使用せず、政務活動に流用したとの証言について、個人経営とはいえ会社経費で購入したものには対価を支払う必要がある。しかし、それを示す根拠資料等はなくここでも私的な業務と公的な政務活動との境界が曖昧であり、バインダー代の請求は不適当と判断しました。また、個人で使用した経過が分かるように、会社名義の領収書に自らの名前を書き加えたという証言についても、公金の支払いが生じる領収書に名前を書き加えるなどの行為も不適切であると判断しました。

委員会は、これらの不適切な政務活動費は、返還を求めるべきと結論を出しました。

３月定例会の質問

代表質問

■宮本議員（一括方式）　　２月２４日（金） １人目

**（１）市長の政治姿勢について**

①市民や議会の意見を聞き、市民や議会に丁寧に説明すること

について

②太閤堤跡歴史公園整備について

③北陸新幹線の京都府南部延伸について

**（２）子育て施策の拡充について**

①保育所の待機児の解消と「子ども子育て支援計画」について

②こどもの貧困について

**（３）医療費助成について**

**（４）教育施策の拡充について**

①学校施設整備計画の進捗について

②学校給食の民間委託について

**（５）高齢者施策の拡充について**

**（６）公社などにおける非正規雇用について**

ぜひ傍聴においでください

一般質問

■水谷議員(一問一答方式) ２月２８日(火) ３人目

**（１）地域包括ケアについて**

①宇治市の地域医療の状況について

②提供体制ついて

**（２）農政について**

①都市農業ついて

②宇治市産茶のブランド化ついて

③有害鳥獣対策について

④直売所について

■大河議員(一問一答方式) ２月２８日(火) ４人目

**（１）保育所待機児童について**

①待機児童の定義ついて

②待機児童をゼロにすることついて

③保育士の待遇改善について

**（２）市民カレンダーの廃止について**

**（３）地域課題について**

①新宇治淀線開通に伴う交通対策について

②伊勢田町の府職員住宅跡地ついて

日本共産党宇治市議会議員団

議員団だより　2017年2月22日号

TEL：22－3141(内線2817) FAX：24－7884

午前１０時開会の予定です

ネットでライブ視聴できます